

### III. 我が国の国際社会への貢献

#### 1. 世界に貢献する日本

我が国は、戦後の米国主導型の国際政治・経済の枠組みを所与のものとしてその大きな受益者として、戦後の高度成長をなし遂げてきた。こうした我が国の発展は、西側社会の一員として平和的な国際環境の下で可能となったが、今後も我が国が安定的に発展していくためには、平和な国際関係の存在が不可欠の前提である。このため、平和国家としての基本的立場を堅持し、自衛のために必要な限度において、内外の諸事情を考慮しつつ、計画的な防衛力の整備を図るとともに、経済面や文化面から世界経済の安定的成長と国際平和の維持に積極的に貢献するよう努めることが肝要である。

今や我が国の GNP は世界の一割を超える規模となり、世界経済に大きな影響力を有するまでに至った。他方、米国の政治・経済の両面におけるかつての圧倒的な優位性は崩れつつある。従って、我が国としても、こうした世界経済の発展の枠組みの構築に関し世界に貢献する日本との姿勢に立って、能動的かつ積極的な役割を果たす必要がある。その際、我が国の果たすべき役割は、経済協力、海外直接投資等の対外的側面にとどまらず、世界の中で大きなシェアと活力を有する我が国経済社会を、世界との共存共栄という観点からより開放的で受容度の高いものとし、他国に参入、活動の場を提供するという世界に開かれた日本の実現にも及ぶべきである。

このような世界経済に対する貢献を行うことは、国内において様々な痛みや負担を伴うものであるが、その必要性につき国民の理解を得る必要がある。そのためにも、我が国経済の発展の成果が国民にも十分実感できるよう国民生活の充実に努める必要がある。

#### 2. 貿易・直接投資を通じる貢献

我が国の対外不均衡の是正は、世界経済の安定的発展を図っていく上で我が国の責務であり、我が国経済の調和ある発展のためにもその実現は急務である。このためには、輸出の適度な伸びを上回る輸入の拡大に努めていくことが重要である。こうした動きを促進するため、国内における産業構造の転換と並行して、対外面においては市場アクセスの一層の改善及び直接投資・技術移転の拡大を図る必要がある。

## (1) 市場アクセスの一層の改善

### ① 意義

我が国が市場アクセスの一層の改善に取り組むことは、対外不均衡の是正のために必要であるばかりでなく、自由貿易体制の維持・強化による世界経済の健全な発展、国民生活の充実、我が国の経済効率の改善及び産業構造調整の促進にも資するものである。

### ② 現状と今後の進め方

85年7月に3年計画のアクション・プログラムを策定し、「原則自由・例外制限」の基本原則に基づき関税引き下げ、基準・認証制度等の改善等を定め、その実施を図ってきたが、その大半は実施済みであり、予定期間内に全項目が実施される見込みである。しかし、依然として、我が国の市場は閉鎖的との諸外国の批判は強い。我が国としては国際水準を上回る市場の開放度を達成するため、アクション・プログラム終了後も、透明性の確保と公平無差別の原則を基本として、新経済計画に盛り込まれることが望まれる以下の方針に沿って、継続的に市場アクセスの一層の改善に努め、世界に対し積極的にビジネス・チャンスを提供すべきである。また、その実効性を確保するため、市場開放問題苦情処理推進本部（OTO）の機能を一層活用すべきである。

### ③ 関税の引下げ・撤廃

我が国の関税水準は先進国中最も低率であるが、一部高関税品目が残っている。

工業製品については、関税の引下げ・撤廃が進められてきたが、今後ともGATTウルグアイ・ラウンドを通じて世界的な関税引き下げに向けて交渉を積極的に行うべきである。

さらに、交渉終了前においても内外の産業の状況を考慮しつつ、可能な範囲で自主的引き下げ・撤廃を検討すべきである。また、農産物についても、今後国内農業の合理化・効率化の進捗状況に応じて同様の検討を行うべきである。

### ④ 輸入の自由化等

我が国の現在の輸入制限品目は、農水産物22、鉱産物1の23品目（CCCN4桁分類ベース）であるが、近年米国を中心に農産物市場の自由化要請を強く受けている。

農産物については、米国、ECともに輸入制限等の各種保護政策を採っており、また、現在の農産物の国際的な供給過剰の背景には米国、EC等における高水準の価格支持措置や輸出奨励措置があり、輸出国側としても世界の貿易構造に歪みを与えている。

さらに、農産物問題は日米間のみならず、米・EC間等各国の間で大きな摩擦を生む問題となっている。従って、この問題の根本的な解決には、多国間の取組みが必要であり、農産物貿易においても、農業の有する特性に配慮しつつ、長期的には市場メカニズムがより効果的に働くようにするとの観点から、現在 GATT ウルグアイ・ラウンドで進められている農業交渉を実りあるものとするのが重要である。

今後の GATT 体制の維持・強化を世界に向けて積極的に働きかけていくべき立場にある我が国としては、GATT における新しい貿易ルール策定等の状況を踏まえ、輸入制限品目について国際価格が国内価格に反映されるよう、我が国農業に占める当該品目の地位に配慮しつつ、中期的な国内生産の合理化・効率化につきその具体的用途を定める等により実現に努め、市場アクセスの一層の改善を着実に進めるべきである。

#### ⑤ 基準・認証、輸入プロセスの改善

我が国の基準・認証、輸入プロセスについては、アクション・プログラムに基づき相当の改善がなされているが、今後ともきめ細かな点検の余地がある。また、消費者の安全確保についての政府の責任に関するものなど基本的な問題についても、国際的な視野に立って、政府、事業者、消費者それぞれの責任の在り方に関して検討する必要がある。

検疫等の輸入プロセスについても、より一層の効率化・迅速化を進めるため、運用の簡素化、担当官の確保、関連施設の整備等を図る必要がある。

さらに、我が国の制度・慣習等について諸外国から無用の誤解を受けないよう、透明性の確保や対外的広報に努める必要がある。

#### ⑥ 建設市場への参入機会の拡大

我が国の公共事業の契約方式は、制度上内外無差別となっているが、外国企業に積極的にビジネス・チャンスを提供するとの観点から、外国企業の参入機会の拡大を図ることとし、このため、外国企業が我が国の入札制度に習熟し得るよう特別の措置を講ずるとともに関連する民間事業についても内外無差別の調達方針をとるよう勧奨することとした。

今後これらの合意に基づく措置を誠実に実行するとともに、制度の周知徹底を図るべきである。

#### ⑦ 製品輸入の促進

我が国の製品輸入は、近年急増しているが、製品輸入比率は欧米に比し依然低水準であり、今後一層拡大する必要がある。このため、従来から行われてきている金融、

税制上の措置、企業や消費者に対する働きかけ、政府調達における外国製品の購入促進を継続するとともに、上述の市場アクセス改善策の実施、外国企業への一層の努力の要請、我が国の商慣行・市場特性等への理解促進等を図ることが必要である。

大規模店舗の出店規制や酒類販売免許については、競争条件の整備による国内流通の効率化の観点から制度・運用の見直しを行うべきであり、その結果として外国製品の需要拡大が期待される。また、並行輸入の不当な阻害等については、独占禁止法の厳正な運用により対処すべきである。

なお、流通の効率化を図り、円高差益の消費者への還元を徹底することも、製品輸入の拡大に大きく寄与するものと考えられる。

## (2) 直接投資を通じる貢献

### ① 意義

海外直接投資は、投資受入国に需要創出効果と生産力拡大効果をもたらし、生産、雇用の増加に寄与するほか、海外直接投資に付随する技術移転を通じて、技術水準の向上、経済効率の改善等受入国の経済の活性化にも資する。また、国際的な水平分業化を促進し、ひいては世界経済の活性化にも貢献する。

さらに、我が国の産業構造の調整を促すとともに現在の対外不均衡の是正にも資する。

### ② 海外直接投資の拡大のための方策

国内の生産・雇用への悪影響を回避しつつ、次のような方策を採る必要がある。

第一は、投資受入国の投資環境の整備である。発展途上国では、種々の投資優遇策を講じている国が多いが、その一方で、出資制限、輸出義務、雇用・現地調達比率等の規制、知的所有権を保護する法制面での整備の遅れ、インフラストラクチャーの未整備等問題も多い。また、一部先進国についても、現地調達比率に関する規制を強化する等の動きがみられる。

こうした問題を解決するため、GATT ウルグアイ・ラウンド等における「貿易関連投資措置」や「知的所有権」に関する国際ルール作りに積極的に参画するとともに、二国間の協議の場を通じて投資に対する諸規制の撤廃を求めることが重要である。また、発展途上国のインフラストラクチャーの整備等のための経済協力の拡充を図ることも必要である。

第二は、投資リスクの軽減を図ることである。海外投資は、国内投資に比べリスク

の程度が高い。カントリーリスク対策として、二国間投資保護協定の締結交渉の促進、海外投資保険制度の活用、現在設立準備中のMIGA（多数国間投資保証機関）の活用を図る必要がある。また、情報収集力や財務面で相対的に弱い中小企業の海外投資については、良質のパートナーの発掘等相手国に関する幅広い情報を提供していく必要がある。

第三は、投資摩擦の回避を図ることである。今後の我が国の直接投資の急増、とりわけ、一部地域への特定業種による投資の集中は、受入国における警戒感を高める可能性がある。こうした問題の回避のためには、進出企業による現地調達の拡大等のほか、現地社会への経済活動以外の面での融け込みの積極的努力が必要である。また、一部地域への集中的進出を避け、地域間のバランスのとれた形での進出を実現していくため、我が国企業の投資動向や受入国の動きに関する情報の収集、提供体制の充実を図る必要がある。

### ③ 対日直接投資

対日直接投資の拡大は、我が国の地域経済の活性化、非貿易財産業における競争促進と効率性向上に資するとともに、我が国市場でのビジネス・チャンスを提供する外国企業に提供するという意義を有する。従って、現行の金融面での措置に加え、規制緩和による競争条件の整備、情報提供の充実により対日直接投資の一層の拡大を図るべきである。

### （3）技術移転を通じる貢献

技術移転は、受入国の技術力と生産性の向上に寄与し、国際的な水平分業の促進、世界経済の活性化に資するものである。また、我が国の経済面での地位の高まりや技術水準の向上により、技術提供国としての役割が期待されるようになってきている。従って、技術移転を積極的に推進していく必要がある。このため、知的所有権等の制度・運用の国際的な調整等円滑な技術移転のための環境整備を図るほか、途上国向けには技術吸収力・応用力向上を図るため、人材育成面を中心に技術協力の一層の拡充等が必要である。

なお、西側社会の一員である我が国としては、西側共通の利益を損なう可能性のある技術の移転については、慎重に対処すべきである。

### 3. 発展途上国に対する経済協力・資金還流による貢献

#### (1) 発展途上国の現況と我が国の役割

高成長を続けるアジア NICs、NICs へ接近しつつあるアセアン諸国、累積債務に悩む中南米、停滞を続けるアフリカの貧困国等途上国は分化傾向を強めており、発展戦略の見直しが必要となっているとともに、経済協力に対するニーズも多様化してきている。

このような途上国の現況に対応し、我が国は世界第二の援助国として経済協力面での貢献を一層拡充していく必要がある。さらに途上国に対して市場を提供するなど輸入国としての役割、資金供給国としての資金還流面での役割等多面的な分野で貢献していく必要がある。

#### (2) 経済協力の拡充

##### ① 政府開発援助の基本理念

我が国の経済協力の中核をなす政府開発援助の基本理念は、途上国の安定と発展が世界の平和と繁栄にとって不可欠という意味での国際社会の相互依存の認識と途上国の貧困・飢餓等の諸問題への人道的考慮を基本とし、途上国の経済社会開発に対する自助努力を支援し、もって、民生の安定、福祉の向上に貢献することにある。

特に、我が国の経常収支の不均衡が世界経済に大きな影響を与えている中で、我が国が世界に率先して途上国の経済発展を支援していくことは、世界とともに生きる我が国の責務である。

その際、多国間及び二国間の援助調整が重要になっている状況に鑑み、国際機関への協力にも十分配慮して経済協力を行っていく。

##### ② 量の拡充

我が国は1978年以来3次にわたり、ODA（政府開発援助）の中期目標を策定し、厳しい財政事情の中でODAに対し重点的な配慮を行ってきた。このような努力の結果、我が国のODAは10年前に比べ4倍となり、米国に次いで第2位の援助国となった。しかし、86年のODAの対GNP比率は0.29%とDAC（開発援助委員会）諸国中第15位にとどまった。

85年9月のODA第3次中期目標では、引き続きODAの対GNP比率の改善を図ることとし、財政状況を勘案しつつ、92年までの実績総額を400億ドル以上とすること

を目指すこととし、このため92年の ODA 実績を85年実績(38億ドル)の倍にするよう努めることとしていたが、87年5月の緊急経済対策において倍増目標を2年前倒しし、90年の ODA 実績を76億ドル以上とすることとした。

我が国をとりまく国際環境からみても、今後とも ODA の分野において積極的貢献を行っていく必要があり、ODA の国際目標を念頭に置きつつ、対 GNP 比率の着実な改善に引き続き努めるべきである。その際、当面、国際的援助動向や我が国の財政事情も考慮しつつ、計画的拡充を図るための目標を設定して着実に実施すべきである。

なお、援助の拡充に伴う財政負担の増加については、国民の合意を得ることが不可欠である。また、援助額が先進国の中で最大となることとなり、それにふさわしい実施体制を整備することが必要である。

### ③ 質の充実

我が国の援助の質を譲許性の尺度で見ると DAC 諸国中下位にあり、その着実な改善を図る必要があるが、援助の質については、我が国の援助をさらに途上国にとって効果のあるものにするとの観点から、次のような改善を行っていくことが必要である。

無償資金協力については、国際的には ODA の主要協力形態になっていることに鑑み、その一層の拡充が必要である。その際、LLDC(後発発展途上国)等低所得国重視という基本的な視点に立つとともに、途上国の実情、ニーズに応じた協力の展開を図るべきである。また、今後一層援助量の増大及び援助スキームの多様化が予想されることから、実施面の実務を政府部門から実施機関へ移行することを含め適切な体制整備を検討すべきである。さらに円借款、技術協力等と結びついた有機的な援助を行うべきである。

有償資金協力については、途上国の自助努力を促し、自立的発展を支援する観点から、その意義は高く評価されるべきである。今後海外経済協力基金による円借款については、円高による負担の増加を軽減する方策を早急に幅広く検討すべきである。また、円借款のスキームの多様化及び執行を促進するための諸方策を検討するとともに、内外の諸事情を踏まえ、一般アンタイド化を一層推進すべきである。

技術協力については、途上国の人造りの重要性に鑑み、ODA に占める割合を速やかに引き上げるとともに、発展局面をより重視する等その内容の充実を図る必要がある。また、マクロ経済管理能力を有する国別専門家の育成や我が国の公的機関の技術者の大幅な活用の検討、民間の技術者交流に対する政府の援助の拡充を行うべきである。

#### ④ 新たな経済協力の展開

途上国の援助ニーズの多様化を踏まえ、多様なニーズを国ごとの経済発展の実情に応じ適切に取り上げる仕組み（経済発展段階別経済協力指針と国別援助方針）を充実するとともに、ニーズに対応した手段を用意する必要がある。

第一に、経済発展段階別経済協力指針については、「展望と指針」に掲げられた4つの局面別指針の内容を最近の状況や累積債務国等、国の実情の類型的差異を考慮して拡充し、これを踏まえつつ、相手国の実情及び我が国との二国間関係全般を十分に勘案して国別援助方針を明確に定める。

第二に、経済政策支援型援助については、途上国の経済構造調整が重要であることに鑑み、世銀等との協調融資等、国際的協力の枠組みの中で二国間援助としてもこれを行う。

第三に、援助、直接投資、貿易が有機的に結びつくような総合的な経済協力（三位一体型経済協力）を推進する。

第四に、援助能力を高めてきたアジア NICs の技術を活用し、我が国がこれに協力しつつ他の途上国への経済協力を行うような協調の仕組み（連携型経済協力）を確立する。

第五に、途上国の経済開発戦略の策定能力の向上、自らに適合した技術の研究開発能力の支援等ソフトな面での技術協力を強化する。

#### ⑤ 実施体制の強化

我が国援助の量的拡充に見合った実施体制の整備が遅れており、援助の円滑かつきめ細かな実施の確保等執行状況の改善のためには、実施体制を強化する必要がある。具体的には、援助関係省庁・機関の連携強化、援助実施機関の権限・組織・要員の強化・拡充、国別専門家の育成、プロジェクト・ファイナンス機能の強化、コンサルタントの活用等を図る必要がある。

#### （3）発展途上国への資金還流の促進

累積債務問題の解決のためには、世界の資金フローの「南」から「北」への逆流を正すことが重要である。この観点から我が国としても我が国資金の途上国への還流を促進すべきである。

途上国の構造調整への支援については、今後の経済協力の重点であり、我が国としても国際機関との協調もしくは我が国独自の資金面、技術面での支援の拡充が必要である。その意味でも3年間を目途とした300億ドル以上の資金還流措置の完全実施に



向けての努力が必要であり、今後とも国際経済環境にも留意しつつ途上国への資金還流を促進していくことが重要である。

債務問題の解決に当たっては、これまで主として主要当事者としての債務国や国際金融機関、債権国政府さらには民間金融機関等関係者が国際協調の枠組みの中で行ってきた。我が国として今後ともこのような国際協調の枠組みの下で、これを支援していく必要がある。我が国においては、途上国の債権についての償却制度や、海外投資等損失準備金制度を活用することにより、国際的な協力の一層の進展を図ることが必要である。

このほか、資金還流促進のため以下の対応策を講ずべきである。

(i) 民間部門からの新規資金の供給を促進するため、国際的な枠組みの下での非商業的リスク補完の仕組みの可能性を模索するとともに、貿易保険や輸銀保証の機能の活用を図る。

(ii) 途上国の債券による資金調達を支援するため、我が国の起債市場の諸慣行が阻害要因となっていないか点検するとともに、途上国債券に関する情報の整備・提供を進める。株式投資については、IFC（国際金融公社）等によるトラスト・ファンドの活用を図る。我が国としても途上国の株式市場の発展に協力していく必要がある。

(iii) 直接投資による資金還流を促進するため、途上国においては出資制限等の諸規制の緩和が必要であるが、我が国も二国間投資保護協定の締結交渉の促進、投資先国の投資環境に関する情報の提供等優良プロジェクトの発掘・形成機能の強化、投資保険や投資保証の活用、設立準備中のMIGAの活用等の環境の整備を図る。また、AJDF（アセアン日本開発ファンド）の下で行われている投資基金の活用を図る。

(iv) 輸銀等によるその他政府資金の機能は、民間資金の呼び水の役割を果たすことにあり、今後その一層の活用を図る。

#### 4. 国際通貨体制の安定への貢献と金融・資本市場の自由化・国際化

##### (1) 国際通貨体制の安定への貢献

国際通貨体制の安定を図るため、現行の変動相場制の機能強化を継続する方向で各国が協力していく必要がある。我が国としても以下の面で積極的に貢献していくべきである。

##### ① 政策協調の強化

各国経済のファンダメンタルズを望ましい方向に改善し、為替レート of 安定を図る

ため、サミット、IMF、G 7等の場を通じた主要国相互の経済政策の監視及び協調的な運営が必要である。我が国としては、米国をはじめ各国に一層の努力を求める一方、自らも内需主導型の経済運営に努める等マクロ及びミクロの国内経済政策を国際的な協調の枠組みの中で運営していく必要がある。また、今後とも為替市場において各国と一層緊密な協力を行う必要がある。

IMFが国際通貨制度の安定に果たす中心的な役割に鑑み、我が国としては資金基盤の強化への協力等IMFの機能強化に積極的に貢献していくことも必要である。

## ② 円の国際通貨としての役割の向上

米国経済の相対的な力が低下している中で、国際通貨体制の安定性を高めるため、資本取引や公的準備における比重を高めつつある円、マルクが国際通貨としての機能を高めていく必要がある。我が国としても、円の一層の国際化のための環境整備として、国内短期金融市場の整備等の我が国金融資本市場の自由化を進めることが必要である。

## (2) 金融・資本市場の自由化・国際化

### ① 意義

我が国金融・資本市場は着実な自由化・国際化の進展により国際金融センターとしての地位を高めつつある。今後も一層の自由化・国際化を進めることにより我が国が米・英と並ぶ国際金融センターとして成長することは、世界的な金融の効率化に資するとともに、外国金融機関・証券会社等に対するビジネス・チャンスの提供を通じて国際的な貢献につながると考えられ、また国民の金融に対する多様なニーズに応えることになると期待される。

このような観点から、市場の拡充・多様化や内外競争条件の整備、市場慣行の見直し等を今後とも推進していくことが必要と考えられる。

### ② 今後の自由化・国際化の方向

#### (i) 市場の拡充・多様化

短期金融市場については、オープン市場の多様化等の努力が行われているが、今後、国債管理政策にも配慮しつつTB（短期国債）を短期金融市場の中核商品の一つとして引き続き育成・整備していくことが必要である。

金融の自由化、国際化の進展を背景として、各種の金融取引に係る金利変動リスクや価格変動リスク、為替変動リスクが増大しており、個々の経済主体におけるリスク

管理や自己責任の確立の必要性が一層高まると同時に、リスク・ヘッジ手段としての金融先物・オプション市場の整備・拡充を推進することが必要である。

東京オフショア市場は順調に拡大してきているが、今後その一層の発展を図るためには、資金の入超規制、税負担（地方税、印紙税）、証券保有の在り方について、海外のオフショア市場の状況も踏まえて検討する必要がある。

#### （ii）内外競争条件の整備

金融市場については、競争原理の活用を通じて金融の効率化を図る見地から、預金金利の一層の自由化、特に小口預金金利の自由化を推進すべきである。

資本市場については、東証会員の定数拡大や国債引受シェアの拡大等着実に自由化への措置がなされているが、今後とも金融の自由化・国際化の一層の進展に対応して外国金融機関・証券会社の資本市場に対するアクセスを拡大していくことが必要である。

我が国金融制度は、①長短金融の分離、②信託分離、③外国為替専門銀行制度、④中小企業専門金融機関制度、⑤銀行・証券分離等金融機関の行う業務について専門性に根ざした様々な分離がなされている。近年の自由化・国際化の進展に伴い、一部の新規業務（投資顧問業務、国内CP等）について相互乗り入れが行われているが、今後は金融の自由化・国際化の下で一層効率的な金融システムを構築するという観点から、我が国金融制度の在り方を中長期的に幅広く検討する必要がある。

#### （iii）市場慣行の見直し・インフラの整備等

社債発行市場については、プロポーザル方式の導入、幹事持回り方式の見直しや格付け制度導入等の措置が既に実施されてきているが、今後も引き続き、プロポーザル方式の適用範囲の拡大や受託制度の在り方の検討、社債発行限度額の見直し等、社債発行市場の活性化の推進に努めるべきである。

我が国の金融・証券取引に対しては税制上、非居住者の償還差益・利子所得に係る源泉徴収や東京オフショア市場・CP市場における印紙税、有価証券取引に係る有価証券取引税、先物取引における取引所取引税等の課税が行われている。今後とも税制改正にあたって、負担の公平等の観点とともに、このような税制が国際的な資本交流にどのような影響を持つか等の観点をも踏まえて検討する必要がある。

自由化・国際化の進展に伴い金融機関のリスクが多様化しかつ増大してきているが、金融のグローバル化等を踏まえ、国際的な信用秩序の維持及び競争条件の整備等の観点から各国監督当局間の協力を進めることが必要である。特に自己資本規制の国際的統一化等、国内規制の国際的調整が重要な課題である。また、証券取引のグローバル

化に伴い、証券監督当局間の国際的な協力も同様に必要である。

外国金融機関の我が国金融制度や規制面に対する不満は最近減少している一方、相対的にインフラストラクチャーの面での不満が増大してきている。今後は、オフィス・スペースや人材、データ・ベース等のインフラ整備について留意する必要がある。

## 5. 科学技術・文化面での貢献

### (1) 科学技術面での貢献

科学技術は、人類の共通の財産であるとともに、世界の経済社会の発展の原動力でもある。我が国の活力を高めるとともに、我が国の経済面での国際的地位に相応しい国際貢献を行っていくために、以下の施策を講ずる必要がある。

#### (i) 基礎研究の充実

基礎研究に占める政府の役割は大きいのでその一層の充実により世界的に評価される創造的科学技術の産出を目指す。その際民間の研究能力を活用するため、政府資金を利用した民間部門の研究を一層充実させる。

#### (ii) 研究機会の開放と研究情報へのアクセスの改善

外国人研究者の受け入れ促進のため、フェローシップの充実や住宅等受け入れ環境の整備、政府支援プロジェクトへの外国研究機関の参加に際しての権利保護、研究情報の公開促進等を行う。また、国際的ニーズの高い研究設備の整備等により我が国における研究の魅力を高める。

#### (iii) 大規模国際共同研究の推進

独創的・先導的な基礎研究、地球的規模の環境問題に関する研究、宇宙開発利用等大規模なテーマについての国際共同研究を積極的に推進する。

#### (iv) 知的所有権制度の整備

民間企業を中心に行われている開発・応用研究の促進を図るとともに、その成果を速やかに世界に普及させるための知的所有権制度の国際的な整備及び調和を図る。このため我が国は、現在 GATT、WIPO 等の場で行われている知的所有権制度に関する新しいルール作りを積極的に推進する。

### (2) 国際的な人の交流

#### ① 教育面での人の交流

我が国の経済社会をより一層開かれたものとしていくことは、国際的な貢献の一環

として求められているが、そのためには国民一人ひとりの意識の転換が必要であり、この意味で教育面における国際的な人の交流の果たす役割は大きい。さらに、外国から留学生等を受け入れることは、外国の将来の指導層の育成や我が国と諸外国との友好関係の強化にも資すると考えられる。このため、以下の施策を講ずべきである。

(i) 帰国子女、海外子女教育の充実

帰国子女を円滑に受け入れるための施策を拡充するとともに、現地社会との交流にも配慮した海外での子女教育の充実を図る。

(ii) 留学生の受入れ促進

我が国への留学生数は、近年急増しているとはいえ、他の先進国に比べると低水準にとどまっている。また、現在の円高により本国からの送金に依存する多くの私費留学生は経済的困難の下にある。今後における留学生受け入れの増大に対応するため、特に条件の厳しい私費留学生等に対する施策も含め、宿舍の確保を行うなど受入体制を整備・充実する。

(iii) 教育における外国人の活用

コミュニケーション能力の向上のための語学教育を推進するために、学校教育、特に中等教育の場における外国人の活用を一層推進する。

(iv) 外国人に対する日本語教育の充実

日本文化に対する外国の理解の増進に資するばかりでなく、留学生及び外国人就業者等が、我が国社会に円滑に受け入れられかつ安定した社会生活を送るためにも、外国人に対する日本語教育の充実が必要である。このため内外における日本語教育受講の機会を拡大するとともに、日本語教育の質の向上を図る。

(v) 青年海外協力隊事業の拡充

国際協力事業団の支援に基づき、途上国の住民と共に生活し、自らの技術を移転する協力隊隊員の活動は、草の根レベルの協力として受入国から高い評価を得るとともに、ボランティアとして派遣された青年の人格形成にとっても貴重な体験の場となっており、今後とも帰国後の受入体制の整備を図る等制度の充実に努める。

② 外国人労働者の受入れ拡大

近年、円高の進展や我が国の企業活動の国際化を背景に、就労目的の外国人在留者が増加している一方、不法就労者も急増しており社会問題化している。

こうした中で、我が国社会を世界に対しより開かれたものとしていくためにも、当面、専門的な技術、技能を有する外国人については、積極的に受け入れることとする

とともに、その範囲を明確化するなどにより、制度の透明化を図る必要がある。

その際、予想される諸問題を含め、外国人労働者の受入れのあり方については、速やかに検討を行うべきである。

### (3) 文化交流

我が国の繁栄と安定は、諸外国との相互理解・協調に大きく依存している。経済面での我が国の国際的地位の高まりに応じて、文化面でも我が国が理解されていかなければ、不必要な誤解や摩擦も生じる。同時に、我が国も他国の文化を積極的に理解していく努力をしなければならない。従って、経済に偏らない幅広い関係を諸外国との間に築いていくことが必要である。

(i) 我が国が文化交流を行う上で重要な役割を期待されている国際交流基金は、欧米の同種団体に比べ資金面、人員・組織面の活動基盤が極めて脆弱である。従って、その活動基盤の強化が必要である。また、官民を挙げて文化交流事業を推進するため、民間資金導入の推進、民間団体との連携強化等を図る必要がある。

(ii) 商業ベースの交流事業の他、草の根交流とでも呼ぶべき NGO（非政府団体）や地方自治体の交流事業が今後一層ウェイトを高めていくと思われる。従って、この種の団体相互の情報交換、相互支援を緊密にしていくことが望ましい。また、民間レベルの国際交流機関に対し、今後、民間企業等が文化交流の意義を踏まえ、資金面を中心に一層積極的に支援していくことが望まれる。

(iii) 文化交流は、あらゆるジャンルすなわち、古典から現代にわたる芸術（演劇、映画、音楽、舞踊、美術等）、スポーツ、さらにこれらを支える技術面を含めて進めていくことが望ましい。特に、スポーツや音楽等は、言語・習慣の相違や国境を越えた相互理解を深める役割を有するとともに、次代を担う青少年交流の促進という観点からも有意義である。このように、様々な分野での交流を進めることにより、相互の文化総体あるいは国民のありのままの姿に対する理解を深めるべきである。その際、テレビ番組等の映像メディアや国際放送を活用することは効果的であり、その充実を図る必要がある。

(iv) 観光は、実際に人が移動し直接他国の人々、文化に接することから、文化交流上の意義は大きい。海外からの旅行者の受入促進のためには、旅行者が日本国内で活動しやすいようハード、ソフト両面にわたる環境整備を図る必要がある。他方、我が国からの海外旅行者は近年急速に増加しているが、欧米の水準に比べると依然かなり

低い。我が国の経常収支の黒字縮小にも資することから、海外旅行促進のため、出入国手続きの改善、航空輸送の整備等諸般の施策の充実・強化を図る必要がある。

#### (4) 地域の国際化

地域レベルの国際交流は、人的交流、文化交流、地域経済交流の面で新しい展開をもたらすことが期待されている。また、各地域がその特性を生かして国際化の流れに適応していくことは、地域の産業・経済の活性化、ひいては国土の均衡ある発展に大きく寄与すると考えられる。

(i) 現在の地方公共団体における国際交流事業は、国際会議場等の施設の整備、国際シンポジウム等の行事の開催が主体であるが、今後は、これらを地域の実態に即して有効かつ持続的に利用し組織化し得るよう、地方公共団体においてノウハウの蓄積を行うことが必要である。

(ii) 地域の産業・経済の振興に資するよう、円高下の産業構造調整に前向きに対応し、地場産業の高付加価値化を進めつつその海外進出を図ること、外国の企業及び研究・教育機関を積極的に誘致すること、情報収集や人材育成を図るため我が国の地方の大学等研究・教育機関を整備することが必要である。

(iii) 自治体が現在有している技術・ノウハウの中には、環境保全関連等、諸外国に誇ることができかつ移転することが国際貢献になるものが多くあると考えられる。諸外国の自治体と技術交流を自主的、積極的に進めていくことが期待される。

(iv) 外国人にとっても暮らし易い地域となるよう街づくりや住宅、教育等のサービスの提供などを行う必要がある。また、東京等大都市を介さずに直接海外と交流できるよう地方空港の国際化を図るべきである。

(v) 地域の民間団体や地方公共団体を中心としたこのような国際化の努力に対し、国はその自主性を尊重しつつ、情報提供や人材育成等の面で積極的に協力していくべきである。また、地方公共団体間においても施設の共同利用や情報交換・研究交流など協力体制を充実させていくことが必要である。